【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（財務大臣への協議）

**第百九十四条の三**　内閣総理大臣は、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、登録金融機関、取引所取引許可業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通又は市場デリバティブ取引に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通又は市場デリバティブ取引の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第五十三条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十二条第一項又は第五十三条第三項の規定による第二十九条の登録の取消し

三　第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し

四　第六十条の八第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消し

六　第六十七条の六又は第七十四条第一項の規定による第六十七条の二第二項の認可の取消し

七　第七十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

八　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

九　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

十一　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

十二　第百五十五条の十第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令

十三　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

十四　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十五　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十六　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（財務大臣への協議）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、登録金融機関、取引所取引許可業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通又は市場デリバティブ取引に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通又は市場デリバティブ取引の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五十二条第一項、第五十二条の二第一項又は第五十三条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十二条第一項又は第五十三条第三項の規定による第二十九条の登録の取消し

三　第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し

四　第六十条の八第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消し

六　第六十七条の六又は第七十四条第一項の規定による第六十七条の二第二項の認可の取消し

七　第七十四条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

八　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

九　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

十一　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

十二　第百五十五条の十第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令

十三　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

十四　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十五　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十六　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

（改正前）

（新設）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所、外国証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の登録の取消し

（三～五　新設）

三　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

四　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

六　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

八　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

九　第百五十五条の十第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令

十　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

十一　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十二　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十三　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所、外国証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

三　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

四　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　第百四十八条又は第百五十二条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

六　第百五十二条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七　第百五十二条第一項第二号の規定による命令

八　第百五十五条の六又は第百五十五条の十第一項の規定による第百五十五条第一項の認可の取消し

九　第百五十五条の十第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令

十　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

十一　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十二　第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十三　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

（改正前）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

三　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

四　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

六　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

（八、九　新設）

八　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

九　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十　第百五十六条の二十六において準用する第百五十一条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十一　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

三　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

四　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

六　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

八　第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六条の二の免許の取消し又は第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の規定による第百五十六条の十九の承認の取消し

九　第百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十　第百五十六条の二十六において準用する第百五十一条又は第百五十六条の三十二第一項の規定による第百五十六条の二十四第一項の免許の取消し

十一　第百五十六条の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

（改正前）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

三　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

四　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

六　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

（八、九　新設）

八　第百五十六条の五において準用する第百五十一条又は第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

三　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

四　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　第百五十一条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十条第一項の免許の取消し

六　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

八　第百五十六条の五において準用する第百五十一条又は第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

（改正前）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

三　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

四　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　第八十五条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十一条第二項の免許の取消し

六　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

八　第百五十六条の五において準用する第八十五条又は第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

三　第七十二条又は第七十九条の十三第一項の規定による第六十八条第二項の認可の取消し

四　第七十九条の十三第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

五　第八十五条又は第百五十五条第一項第一号の規定による第八十一条第二項の免許の取消し

六　第百五十五条第一項第一号の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七　第百五十五条第一項第二号の規定による命令

八　第百五十六条の五において準用する第八十五条又は第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

九　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

（四　削除）

（改正前）

第百九十四条の三　金融再生委員会は、証券会社又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

（三～八　新設）

三　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四　第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第百九十四条の三　金融再生委員会は、証券会社又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

三　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四　第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

（改正前）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

三　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四　第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の免許の取消し

三　第百五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四　第百五十六条の十一第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

（改正前）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

三　第百五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四　第百五十六条の十二第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第百九十四条の三　内閣総理大臣は、証券会社又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二　第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

三　第百五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四　第百五十六条の十二第一項の規定による第百五十六条の三第一項の免許の取消し

（改正前）

（新設）